

《三条市からのお知らせ》

三条市定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

定額減税補足給付金とは、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれなかった方に対し、その金額を1万円単位に切り上げて支給するものです。

昨年実施した当初給付金算定時は、令和6年分所得税が確定していなかったため、令和6年度（令和5年分）住民税課税情報を使用した推計値に基づき、支給を行いました。

今回の不足額給付においては、令和6年分所得税の実績及び最新の令和6年度住民税情報等から算定した「不足額給付所要額」（本来給付すべき所要額）と「当初給付所要額」を比較し、差額（給付不足額）が生じた方に対し、その不足分を支給します。

※所得税は本来、市で取り扱う税目ではないことから、「令和6年分所得税における控除不足額」については、原則、令和7年度（令和6年分）住民税課税情報をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出しています。

※令和6年分所得税又は令和6年度住民税における合計所得金額のいずれかが1,805万円を超える場合は、その税目における控除不足額を「0」として算定します。

※確認書（1）に記載の各数値は、基準日（令和7年7月4日）時点で市の税システムにおいて確定している情報等をもとに算定しています。原則、その後の税情報変更（基準日前に申告し、基準日時点で未確定の場合も含む。）による支給額の再算定は行いません。

※「当初給付所要額」は、令和6年度の当初給付時に算定した支給額となります。未申請等で給付を受けていない場合であっても、「0」とすることはできませんので、御了承ください。

支給対象者

令和7年1月1日時点で三条市にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方であって、「不足額給付所要額」（本来給付すべき所要額）が「当初給付所要額」を上回る方

- 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6年分所得税額」を上回る方
- 住民税の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方

※減税対象人数・・・納税義務者本人＋扶養親族（国内居住者に限る）の合計

【注意事項】

次の項目に該当する方は、支給の対象外となります。

- 納税義務者本人の令和6年分所得税及び令和6年度住民税における合計所得金額が1,805万円を超える方
- 令和6年分所得税額及び令和6年度住民税所得割額がいずれも0の方（定額減税の対象外であるため）

また、必要な手続等が完了する前に支給対象者が死亡した場合、給付金は支給されません。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。

支給金額

「不足額給付所要額」－「当初給付所要額」＝ 不足額給付支給額

所要額…（１）、（２）の合計額を１万円単位に切り上げた額

（１）所得税分の定額減税可能額－令和６年分所得税額（※）
（マイナスの場合は０）

※当初給付所要額においては「令和６年分推計所得税額」

（２）住民税所得割分の定額減税可能額－令和６年度住民税所得割額
（マイナスの場合は０）

〈例〉４人家族のうち１人が納税者で、令和５年と比較して、令和６年中の収入が大きく減少した場合

当初		減税可能額		税額		控除不足額
	所得税分	120,000円	－	65,000円	＝	① 55,000円
	住民税分	40,000円	－	98,000円	＝	② 0円
所要額		①＋② → 1万円単位に切上げ ⇒				60,000円

不足額		減税可能額		税額		控除不足額
	所得税分	120,000円	－	32,000円	＝	① 88,000円
	住民税分	40,000円	－	98,000円	＝	② 0円
所要額		①＋② → 1万円単位に切上げ ⇒				90,000円

9万円
不足額給付所要額

－

6万円
当初給付所要額

＝

3万円
不足額給付支給額

手続方法

同封されている「三条市定額減税補足給付金（不足額給付）支給口座確認書」の内容を確認し、オンライン申請を行ってください。オンライン申請が困難な方は、必要事項を記入し、必要書類を貼付して返送してください。

申請期限：令和７年10月31日（金）（当日消印有効）

支給予定日：オンライン申請又は確認書提出後、不備がなければ１か月半～２か月

◎記入後の確認書をコピー又はスマートフォン等で撮影しておく、支給額や支給口座を確認するのに役立ちます。

【お問合せ】三条市不足額付金コールセンター

☎ 0120-229-345 / 8:30～20:00（土・日曜日、祝日を含む。）